

令和7年8月豪雨自宅再建利子助成事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、令和7年8月豪雨により住居が被災したことにより応急的な住まい等での居住を余儀なくされた者（以下「被災者」という。）が、県内で居住する住宅を新築、購入又は補修（以下「住宅再建」という。）するため、被災者又は被災者の2親等以内の親族が別表1に定める金融機関等から融資を受けた場合の借入額に係る利子の支払額の全部又は一部に対し、予算の範囲内で自宅再建利子助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の（1）及び（2）の要件を満たす者とする。

(1) 次のアからウのいずれかに該当する者

ア 応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅）入居者であり、応急仮設住宅の供与期間内（供与期間を延長された場合はその期間内）に退去した者

ただし、次の（ア）、（イ）又は（ウ）に該当する者を除く

（ア）被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で、当該認定が解除された者

（イ）市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体していない者であり、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第7号に規定する被災した住宅の応急修理の期間中に応急仮設住宅を使用した者

（ウ）二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町村長が認め、応急仮設住宅を使用した者

イ 応急仮設住宅入居者以外で、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する者

（ア）市町村長が発行する罹災証明書で全壊、大規模半壊又は中規模半壊の判定を受けた者

（イ）市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した者

（ウ）被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている者

ウ その他、知事が認める者

(2) 住宅再建をし、その住宅に入居する日の属する年の前年（前年の課税所得証明書が取得できない場合は前々年）の収入（所得）額が、別表2の世帯収入（所得）要件を満たす世帯

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象経費及び補助金の額は、別表3のとおりとする。ただし、別表3により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 金融機関等から融資を受けて県内で住宅再建をする場合の借入額に係る利子支払額に

ついて、他の制度で助成を受けている場合は、本事業の対象としない。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、別表4に掲げるものとする。

3 補助金の交付申請は、住宅再建をし、その住宅に入居した日以降行うものとし、その日から起算して、6月経過した日（知事がやむを得ないものと認める場合は、この限りでない）又は令和10年（2028年）3月31日のいずれか早い日までに、規則第13条の実績報告と併せて行うものとし、その提出部数は1部とする。

ただし、住宅再建をし、その住宅に入居した日がこの要項の当初の施行日より前である場合は、この要項の当初の施行日から6月を経過した日（知事がやむを得ないものと認める場合は、この限りでない）までとする。

4 補助金の交付申請については、第2条第1項第1号に該当する者がいる世帯につき1回限り行うことができる。ただし、第2条第1項第1号に該当する者がいる複数世帯が、再建する同一の住宅に居住する場合は、1つの世帯とみなす。

(実績報告)

第5条 規則第13条の実績報告は、別記第2号様式によるものとする。

(補助金交付決定・額の確定)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知及び規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

2 補助金を交付することが不相当であると認めたときには、理由を付して不交付決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求等)

第7条 規則第16条第1項の請求書は、別記第5-1号様式によるものとする。

2 申請者は補助金の請求は前条の補助金交付決定通知書兼額の確定通知書を受領した後、すみやかに行うものとし、その提出部数は1部とする。

3 申請者と金融機関等から融資を受けた者（以下「借受人」という。）が異なる場合には委任状（別記第5-2号様式）を請求書と併せて提出することで、借受人に限り振り込むことができるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第8条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

(現地調査等)

第9条 知事は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて申請者及びその関係者に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和8年（2026年）1月27日から施行し、令和7年（2025年）8月11日以降に住宅再建をしたものについて適用する。

別表 1 (金融機関等)

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構
- 2 民間金融機関
- 3 各種共済組合、その他貸付事業を行う団体
- 4 事業所等 (融資制度について明文の規定があるものに限る。)
- 5 その他、知事が認めるもの

別表 2 (世帯収入 (所得) 要件)

世帯収入 (所得) については、次の 1 から 3 により算定する。

- 1 世帯収入 (所得) 要件については、次のとおりとする。

(1) 世帯全員の収入が給与収入のみ の場合	(2) 世帯員の収入に給与収入以外の 収入がある場合
世帯全員の収入の合計額が 5 5 0 万 円以内	世帯全員の所得の合計額が 3 9 0 万 円以内

- 2 世帯の中に 2 3 歳未満の被扶養者がいる場合の世帯収入 (所得) 要件については、次のとおりとする。

扶養親族数	(1) 世帯全員の収入が給与 収入のみの場合	(2) 世帯員の収入に給与収 入以外の収入がある 場合
1 人の場合	世帯全員の収入の合計額が 6 0 0 万円以内	世帯全員の所得の合計額が 4 3 0 万円以内
2 人の場合	世帯全員の収入の合計額が 6 5 0 万円以内	世帯全員の所得の合計額が 4 7 0 万円以内
3 人以上の場合	世帯全員の収入の合計額が 7 5 0 万円以内	世帯全員の所得の合計額が 5 6 0 万円以内

- 3 世帯の中に次の控除要件を満たす者がいる場合は、その世帯の所得を次のとおり控除する。

なお、世帯収入が給与収入のみの場合は、世帯収入 (所得) 要件を 1 の (2) 及び 2 の (2) により算定する。

控除要件	控除額
(1) 満70以上の者がいる場合	世帯全員の所得の合計額から1人当たり10万円所得を控除する
(2) 障がい者 以下のいずれかの要件を満たす者がいる場合 ア 身体障害者手帳の3級～6級に該当するとき イ 療育手帳のB1又はB2に該当するとき ウ 精神障害者保健福祉手帳の2級又は3級に該当するとき	世帯全員の所得の合計額から1人当たり27万円所得を控除する
(3) 特別障がい者 以下のいずれかの要件を満たす者がいる場合 ア 身体障害者手帳の1級又は2級に該当するとき イ 療育手帳のA1又はA2に該当するとき ウ 精神障害者保健福祉手帳の1級に該当するとき	世帯全員の所得の合計額から1人当たり40万円所得を控除する

別表3（補助対象経費及び補助金の額）

補助対象経費	補助金の額
金融機関等から融資を受けて、県内で住宅再建をする場合の借入額に係る利子の支払額	借入額を対象に、借入時の貸付利率（独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資」の融資金利（団体信用生命保険に加入しない場合に適用される金利）を超える場合は、当該融資金利）及び借入期間による元利均等月賦支払の方法により返済するものとした場合における各月の利子の支払額の合計額について、100万円を上限として、1世帯当たり1回限り助成する。

別表4（添付書類）

（共通）

- 1 市町村長が発行する罹災証明書の写し
- 2 住民票（再建した住宅に入居する世帯全員のもの）
- 3 住宅を再建し、その住居に入居した日の属する年の前年（前年の課税所得証明書が取得できない場合は、前々年）の課税所得証明書（世帯全員のもの）
- 4 住宅債務に係る金銭消費貸借契約書、抵当権設定契約書（抵当権設定契約書がない場合には工事請負契約書等）及び返済予定表の写し
- 5 入居者一覧（別記第1－1号様式）
- 6 その他、知事が必要と認めるもの

（第2条第1項第1号イ(イ)に該当する者）

- 7 被災した住宅の解体を証明する書類の写し

（別居する扶養親族がいる場合）

- 8 戸籍謄本又は戸籍抄本
- 9 住宅を再建し、その住居に入居した日の属する年の前年（前年の所得証明書が取得できない場合は前々年）の別居する扶養親族の課税所得証明書

（別表2の3の（2）又は（3）の要件を満たす者がいる場合）

- 10 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の写し（氏名、生年月日、障がいの程度が記載されている箇所）

（申請者と融資を受けた者が異なる場合）

- 11 申請者と融資を受けた者の続柄が分かる書類